



2020年1月20日 株式会社 阿波銀行

遺言代用信託および暦年贈与型信託の取扱開始について

阿波銀行(頭取 長岡奨)は、2020年1月27日(月)から、みずほ信託銀行株式会社(取締役社長 飯盛 徹夫)の代理店として、「あわぎん遺言代用信託」および「あわぎん暦年贈与型信託」の取扱いを下記のとおり 開始いたしますので、お知らせします。

当行では、今後とも資産承継や相続において、専門性の高い信託商品をご提供することで、多様化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

記

- 1. 取 扱 開 始 日 2020年1月27日 (月)
- 2. 取 扱 店 舗 全店
- 3. 商品概要

【あわぎん遺言代用信託】

<u>, =</u>		
信 託 金 額	200万円以上3,000万円以下(1万円単位)	
信 託 期 間	5年以上30年以内	
運用方法	主に当行定期預金	
支 払 方 法	以下の方法からいずれかもしくは両方を選択 1. 一時金受取 2. 定時定額受取(受取回数:年1回または年2回、受取期間:1~10年)	
特徵	相続発生時に簡便なお手続きでご家族等が金銭を受け取ることができます。遺言書の 作成によらず指定された人に指定する金銭を相続させることができ、委託者が生存中 の時は自らを受益者として、死亡した際は指定した者(推定相続人から最大4名)に 信託の受益権を承継させる仕組みです。	

【あわぎん暦年贈与型信託】

信	託	金	額	500万円以上(1万円単位)
信	託	期	間	5年以上30年以内
運	用	方	法	主に当行定期預金
贈	与	手	続	年に1回、受託者所定の手続によりお客さまからご指定頂いた金額を贈与金の受取人 (指定受贈者)の口座に振込いたします。
特			徴	あらかじめ贈与を受ける方をご指定いただくことで、毎年の贈与契約書の作成や金融 機関での振り込みのお手続きなしで生前贈与を行うことができる等、信託銀行が毎年 の贈与手続を代行いたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】営業推進部 地方創生推進室片山・福島【電話】088-656-7739経営統括部 C I S 推進課枝川・瀧川【電話】088-656-7709